

令和5年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 年 月 日 留寿都村長 殿	整理番号	
住所	フリガナ	
	氏名	
電話番号	個人番号	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日

押印不要

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を言う。）を記載してください。

あなたが支出した留寿都村に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 留寿都村に対する寄附に関する事項

寄附番号	寄附年月日	寄附金額
	令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。（すべての項目にチェックがつかない場合は、特例申請できません。）

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 留寿都村に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 留寿都村に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

個人番号確認書類貼付欄

- ・マイナンバーカード（個人番号記載面）
 - ↓↓マイナンバーカードをお持ちでない方↓↓
 - ・マイナンバー通知カード
 - ※通知カードの氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しない場合は、マイナンバー通知カードは個人番号確認書類としてご利用できません。
 - ・個人番号が記載された住民票（発行から3か月以内）
 - 上記いずれかのコピー
- はみ出る場合は、折り込んでください。

本人確認書類貼付欄

- ・マイナンバーカード（写真面）
 - ・運転免許証（裏面記載の場合裏面必要）
 - ・パスポート（写真面と住所面が必要）
 - ・身体障害者手帳（カード型）
 - ・精神障害者保健福祉手帳
 - ・療育手帳（カード型） ・ 在留カード
 - ・特別永住者証明書
 - 上記いずれかの顔写真付き書類（最新事項記載面を含む）のコピー
- はみ出る場合は、折り込んでください。

記載例（赤字部分）

令和3年2月3日 留寿都村長 殿		整理番号	
住所	北海道虻田郡留寿都村留寿都175番地	フリガナ	ルスツ タロウ
		氏名	留寿都 太郎
電話番号	0136-46-3131	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
		生年月日	大・昭・平・令36年 6月 2日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を言う。）を記載してください。

あなたが支出した留寿都村に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 留寿都村に対する寄附に関する事項

寄附番号	寄附年月日	寄附金額
123456789012	令和3年1月2日	10,000円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である (確定申告が不要である者)	<input checked="" type="checkbox"/>
---	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- 留寿都村に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- 留寿都村に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である (寄附申し込みが5自治体以内である者)	<input checked="" type="checkbox"/>
--	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数に5以下であると見込まれる者をいいます。

個人番号確認書類貼付欄

個人番号確認書類（通知カード等）を貼ってください

本人確認書類貼付欄

本人確認書類（免許証等）を貼ってください

送付用宛名（切り取ってご使用ください）

048-1731

北海道虻田郡留寿都村留寿都175番地

留寿都村役場総務課

ふるさと納税担当者 行